

## 17-1. 通告と告知

### 1. 通告

#### 1) 通告とは？

“通告”は、児童虐待の防止等に関する法律第6条、児童福祉法第25条に規定されており、全国民の義務である。子ども虐待が疑われた場合、児童相談所もしくは市町村の担当窓口で連絡をすることである。子ども虐待か否か確定するまで“通告”しない場合、その間に虐待による被害が拡大する可能性がある。虐待を疑った時点で“通告”を行う。

子ども虐待における“通告”は「告発」ではない。“通告”は児童虐待対応の「始まり」である。“通告”しなければ、多機関連携も始まらない。

#### 2) どこに通告するか？

市区町村または児童相談所に電話で“通告”を行う。“通告”を迷ったり、躊躇する場合は、院内虐待対応チーム（Child Protection team：CPT）がある地域の医療機関に相談もしくは紹介する。自施設のみで対応せず、多機関で対応する方が、よりよい対応ができるので、虐待を疑った時点ですみやかに“通告”を行う。

#### 3) 誰が通告するか？

CPTがある施設であれば、CPTから通告を行う。CPTがない施設では、今後、院外との窓口になる職種が通告を行う（医師・医療ソーシャルワーカー・看護師など）。

#### 4) どんな内容を通告するか？

ケースの氏名・年齢等はもちろんだが、来院経緯、診察時の身体所見・検査所見、虐待を疑った判断理由などを説明する。通告後の対応方針は、児相・市区町村が決定する。医療機関として可能な限りその後の対応に協力する。できるだけ早期に個別ケース検討会議を開催し、情報を共有し、各機関がどのような動きをすべきか皆で考える。

#### 5) 警察通報はどうするか？

現在、児童相談所に“通告”したケースを警察と全件共有する自治体と、共有しない自治体に分かれている。よって、住所地により対応は異なるが、通告案件の警察全件共有の有無に関わらず、普段から警察・検察との関係を築き、どのようなケースであれば警察通報すべきか？警察通報した場合、どのような動きになるのか？など、各地域で調整しておくべきである。

### 2. 告知

#### 1) 告知とは？

子ども虐待において、加害の可能性がある保護者に対し「虐待の可能性があり、児童相談所に通告しました」という説明を行う事が“告知”である。“告知”により、それまでの「医師－保護者」関係が崩れる可能性が高く“告知”を躊躇してしまう事も少なくない。法律上、医療機関が“告知”をする義務はないが、今後児童相談所を含めた多機関が関与するためには必要な行為である。告知は主治医とは異なる者が行うことが望ましい。

告知の意義として、以下の5つがある。

- ①自分の行為の意味を保護者に気付かせることができる
- ②虐待の問題として正面から保護者への支援を話し合えるようになる

- ③告知後の流れについて説明できるようになる
- ④育児支援に対する親族の協力が得られやすくなる
- ⑤保護者の強圧的な要求に対して対抗する根拠となる

## 2) 告知を安全に行うためには

事前に、CPTのスタッフだけでなく、児童相談所・市区町村・警察と一緒に、どのように“告知”を行うか会議を行う。会議では以下の内容について検討を行う。

- ①告知全体の流れ：告知日時、病状説明→告知→児童相談所との面談等どのように進行するか？など
- ②告知時の出席者：誰が告知するのか？告知時に誰がどこに座るのか？など
- ③告知内容：“虐待”という言葉を使うのか？など、今後の方針も含めて検討
- ④告知後の動き：患児の安全確保の方法、保護者が威圧的な態度や暴力的な行為を行った時の対応方法など

## 3) 告知の心構え

虐待を疾病として捉え、疾病を持つ子ども、家族の支援者であるという一貫した態度で“告知”を行う（通告・告知は、“告発”ではない。支援の始まりであることを認識する）。決して感情論で行うのではなく、客観的な医学的知見に基づいた内容で“告知”を行う。

## 4) 告知のコツ

“告知”の全体の流れは関係者で事前に共有を行い、“告知”が不安な場合は、事前会議で告知内容を推敲し、予め記載した用紙を見ながら“告知”を行うとよい。子どもだけでなく、医療者（特に告知者）の安全対策はしっかりと行う（必要であれば警察も同席してもらう）。